

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大阪市的人口は、1965年以降2000年まで減少傾向で推移してきたが、2005年には増加に転じ、2015年には約269万人となっている。今後は、2020年頃を境に減少に転じ、2045年には250万人（2015年に比べ△7.1%）にまで減少することが見込まれている。

大阪市内には約17万の多様な事業所が存在しており、99%が中小企業である。産業構成としては、卸売・小売業のシェアが高く、商都型の構造が顕著である。製造業の事業所数は減少傾向にあるものの、市内東部地域（東成、生野、城東、平野の4区）には高密度な工業集積地が存在するなど、高度な技術を有する高付加価値型の大手・中小のものづくり企業が集積している。サービス業は従業者数及び生産額も多く、中でも主に事業者間で取引を行い業務効率化等に貢献するビジネス支援型のサービス（情報サービス業、インターネット付随サービス業、専門サービス業、技術サービス業など）が多く集積し、特に情報通信業のシェアは他都市と比較して大きい。

これらの中小企業では、少子高齢化が進展し生産年齢人口が減少する中、「人手不足」に直面しており、人材の確保・定着や労働生産性の向上を図ることが経営上大きな課題となっている。

一方、全国的な傾向として、2009年以降は大企業と中小企業の従業員一人当たり付加価値の格差が広がっているとともに、製造業、情報通信業をはじめ、多くの業種において中小企業の労働生産性の水準は大企業より低い状況にある。

また、大阪商工会議所「中小企業の人手不足に関するアンケート調査結果」（平成30年3月28日記者発表）によると、多くの中小企業において、生産性向上への取り組みを実施したいが「生産性向上策を立案、実行する人材がない（ノウハウがない）」、「機械・設備等の導入コストの負担が大きい」ことが課題であるとされている。さらに、中小企業の生産性向上に向けた政府・関係機関に求める施策として、約6割が「生産性向上のための機械、設備等の導入補助金、税制優遇策」と回答している。

こうした状況に鑑み、市内中小企業における、より生産性の高い設備等の導入・更新を促進することにより、深刻化する人材不足への対応や生産性の向上、経営基盤の強化、競争力の強化につなげていくことが必要である。

##### (2) 目標

大阪市内の約17万の事業者のうち99%を占める中小企業は、多様な分野で特色ある事業活動を行い地域経済の中核を担うとともに、新事業・新産業の創出や就業

機会の増大に資するなど、地域経済を支える極めて重要な存在である。

こうした中小企業の経営基盤や競争力の強化を図り、地域経済活力の維持・強化につなげるため、計画期間中に 250 件の先端設備等導入計画の認定を行うことを目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者が、労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう）を年平均 3 %以上向上させることを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

大阪市内の事業所約 17 万のうち 99%を占め、事業分野も多岐にわたっており、幅広く事業者の生産性向上を実現していく必要がある。

大阪市内の中小企業者による幅広い取り組みを促す観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

大阪市内全域において、幅広く中小企業者の生産性向上の実現に向けた取り組みを促すため、本計画の対象区域は大阪市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

大阪市内の中小企業者による幅広い取り組みを促すため、大阪市内で事業活動を行う全ての業種・事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和 5 年 6 月 7 日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

計画期間は原則として 2 年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である 4 月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和 7 年 3 月 31 日までとする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間又は 5 年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

公序良俗に反する取り組みや、先端設備等導入計画の認定により暴力団を利することとなるよう、大阪市暴力団排除条例に基づき、暴力団及び暴力団密接関係者の先端設備導入計画については認定の対象外とし、地域経済の健全な発展に配慮する。